

平成 30 年 3 月 5 日

本庁舎等整備における仮庁舎等について

1 主旨

平成 32 年度から始まる本庁舎等整備において、工事中の安全性確保や工期短縮を図るため、より安全で無理のないローリング計画（建替え手順の計画）を立てる必要がある。そのためには仮庁舎や物品の保管場所等として活用できる用地等を確保する必要があることから、現在確保している施設に加え、機能移転後の船橋まちづくりセンター後及び若林まちづくりセンター後を仮庁舎等として活用する。

2 建設手順について

(1) 第 1 期工事における仮庁舎等の必要面積

プロポーザル提案をもとに、段階的な工事により、順次庁舎機能の更新を図ることを予定しているが、第 1 段階においては、区民会館東側の解体及び区民会館ホールの改修を行うことから、解体する建物に存する執務室や区政情報センター等のスペースを他に確保する必要があり、また、区民会館ホール内にある必要な物品を一度外へ搬出し、保管しておく必要がある。

第 1 期工事で解体する執務室及び倉庫等は以下のとおり。なお、さらにローリングを安全かつ円滑に行うため、活用できる用地等の確保を引き続き図っていく。

機 能	面 積
中庭地下諸室（交換便室、印刷室等）	約 8 0 0 m ²
区民会館東側執務室等	約 5 0 0 m ²
区民会館ホール（物品）	約 3 0 0 m ²
合計	約 1 6 0 0 m ²

(2) 仮庁舎等としての活用

現在、北沢保健福祉センター移転後の場所（有効面積：800 m²程度）を仮庁舎として活用することとしているが、第 1 期工事で必要となる面積に満たないことから、公共施設整備方針に基づき、あんしんすこやかセンター等との一体整備を行う、船橋まちづくりセンター及び若林まちづくりセンターの移転後の場所について、既存施設を仮庁舎等として新庁舎竣工まで活用する。

既存施設については、改修は行わずにそのまま活用することを想定しているが、ローリング計画を策定する中で、移転する部署や機能等を検討し、改修の可否を決定する。

なお、不足する面積については、引き続き確保を図っていく。

【参考：施設概要】

施設名	船橋まちづくりセンター	若林まちづくりセンター
所在地	船橋四丁目1番12号	若林三丁目34番1号
築年数	築55年	築51年
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	295㎡（有効面積：190㎡程度）	280㎡（有効面積：190㎡程度）
使用時期	平成30年4月～	平成32年11月～

(3) その他

工事の第1段階において、来庁者駐車場を解体し新庁舎を建設するため、旧おなが駐車場を仮駐車場として活用することとしているが、不足する駐車場について、引き続き確保を図っていく。

3 今後の検討について

第1期工事において不足している面積の確保を引き続き図るとともに、第2期、第3期工事において必要となる仮庁舎等の面積の検討を行っていく。

工事工程とともに、ローリング計画を策定し、各部署の移転計画を作成していく。また、仮庁舎へ移転する具体的な部署や機能については、組織改正への対応も含め、本庁舎の機能を可能な限り維持することに配慮し、検討していく。